

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び連結子会社は、適正な利益を確保し、グローバル企業として持続的な成長と発展に努力を重ね、当社の株主、顧客、社員及び地域社会等の全てに対し、社会的責任を果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大松正明	566,000	13.50
後藤明子	559,000	13.33
高橋新	208,600	4.97
リーダー電子取引先持株会	168,400	4.01
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	151,000	3.60
安田良寛	78,600	1.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	66,500	1.58
第一商事株式会社	60,880	1.45
INTERACTIVE BROKERS LLC	55,900	1.33
リーダー電子社員持株会	39,350	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

(注)当社は、平成30年3月31日現在、自己株式658,012株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
米倉淳一郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米倉淳一郎			米倉淳一郎氏は、経営コンサルタントとしての幅広い経験と実績を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立要件をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人の監査計画に基づき、期末監査及び四半期レビュー3回、さらに期末の棚卸し監査にも立ち会い、会計監査人と連携して監査状況を把握しております。

内部監査部門は、業務監査と共に会計監査を行っており、監査役はその監査に立ち会い、内部監査部門と連携して監査状況を把握しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
熱田 稔敬	税理士													
松本 浩一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熱田 稔敬			熱田稔敬氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的見地並びに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、当社の社外監査役として選任しております。また独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。
松本 浩一			松本浩一氏は株式会社三広通信社の取締役社長であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、当社の社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、平成30年6月28日開催の第64期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成30年3月期における当社の取締役及び監査役の報酬等の総額は以下の通りです。

取締役の報酬等の額

取締役4名(社外取締役を除く) 6,335万円

監査役の報酬等の額

監査役1名(社外監査役を除く) 1,718万円

社外役員の報酬等の額

社外取締役2名、社外監査役2名 980万円

(注) 取締役の報酬等については、平成29年6月29日任期満了をもって退任した取締役1名を含んでおります。

また、使用人兼務役員の使用人分給とは含まれておりません。

社外役員の報酬等につきましては、平成29年6月29日任期満了をもって退任した社外役員1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬につきましては、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

各取締役及び監査役の報酬額は、取締役は取締役会の決議により決定し、監査役につきましては監査役の協議により決定しております。

なお、平成30年6月28日開催の第64期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)に、既存報酬とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として金銭報酬債権を支給する決議をいただいております。その総額は、当社の取締役(社外取締役を除く。)につきましては年額5千万円以内、当社の監査役(社外監査役を除く。)につきましては年額7百万円以内として設定いたしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助する専従のスタッフは配置していませんが、社外取締役及び社外監査役がその職務を補助すべきスタッフを求めた場合には、取締役からの独立性の確保を含め、対応できる体制としております。また、取締役会の開催に際しては、開催前に内容をより深く把握することを目的として、基本的に関係資料を事前に配付し事前説明を行っております。その他重要と認められる事案及び情報については、適時かつ適切に状況の説明あるいは伝達を行い、経営監視機能の確保に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。

・当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成しており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するなど、迅速に経営判断のできる体制となっております。

- ・当社は監査役制度を採用しており、3名の監査役のうち1名が常勤監査役、2名が非常勤社外監査役(内1名は独立役員)であります。監査役は取締役会、業務報告会ほか重要な会議に積極的に参加し、取締役、担当部長の業務執行を監視できる体制となっております。
- ・当社は、社外取締役が独立した立場から客観的・中立的な経営監視を行うため、監査機能を担う各監査役、内部統制部門及び会計監査人と相互に連携をとるとともに、必要に応じて取締役会等において意見の表明等を行う体制をとっております。
- また、社外監査役につきましては、監査役会において策定された監査計画及び役割分担に基づいて監査を行い、業務監査室、内部統制部門及び会計監査人と情報・意見の交換を行うとともに、取締役会においても客観的かつ公正な立場から意見の表明等を行う体制をとっております。
- ・取締役及び経営幹部で構成される月1回の業務報告会においては、各部門における業務執行状況の報告と、さらに具体的な対策の決定、経営の基本方針及び中長期的な経営戦略の策定を行っております。
- ・当社は業務監査室を設置し、遵法監査等、随時必要な内部監査を実施しております。
- ・業務監査室監査、監査役監査及び会計監査は、相互に連携をとるため、監査計画及び監査状況等について報告を受けるなど、定期的に情報の交換を行うとともに、内部統制部門から内部統制に係る報告を適宜受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、経営の透明性、公正性を高め、また意思決定を迅速かつ効率的に行うため、当社事業に精通した3名の取締役と、独立した立場から自由に提言できる1名の社外取締役(独立役員として指定)で構成されております。また、当社の監査役会は、経営監視と中立性を確保するため、それぞれ異なった専門分野の知識を持った、自由な立場で意見を述べる事ができる2名の社外監査役(内1名は独立役員として指定)と、様々な当社業務経験を持つ1名の常勤監査役によって構成されており、取締役会において、高い見地から経営に対し積極的に意見表明を行っております。

以上のことから、当社といたしましては、現在の体制が公正かつ客観的な経営監視、監督に必要な機能を十分に果たしているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	ビジュアル化採用により、報告事項を分かりやすく視覚化し、理解を深めて頂くようにしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と本決算時の年間2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.leader.co.jp)に会社概要、有価証券報告書、財務情報、報告書、プレスリリースなどのIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIR担当を置き、IRに関する業務を分掌しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ゴミの資源化・省エネ活動をはじめ、環境に配慮した製品(RoHS指令対応製品)の実現等に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制に関する基本的な考え方

当社及び連結子会社は、適正な利益を確保し、グローバル企業として持続的な成長と発展に努力を重ね、当社の株主、顧客、社員及び地域社会等の全てに対し、社会的責任を果たしてまいります。

2. 内部統制の基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
・当社は監査役会設置会社であり、監査役は法令が定める権限を行使するとともに、監査役会規程に基づき、取締役の職務の執行を監査する。
・業務報告会規程に基づき、取締役及び経営幹部で構成される業務報告会において、各部門における業務執行状況を報告させ、さらに経営の基本戦略の策定を行う。
・業務の執行について監査役は監査役監査規程に基づき、監査する。さらに監査役は取締役会、業務報告会の他あらゆる会議に参加し、取締役、担当部長の業務執行を監視する体制をとっている。
・使用人は、法令、定款はもとより、会社規程及び職務分掌／権限規程に基づき職務を執行する。
・社内通報システム(目安箱)の設置により、使用人のみでなく取締役についても違法行為の通報により、その違法行為を未然に防ぐ体制としている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び業務報告会議事録の作成保存、稟議規程に基づく文書、その他各規程に基づき適切に文書管理し、適時閲覧できる体制としている。

その他の文書についても、ISO9001の文書管理手順に沿って管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の危険を回避するべく、品質管理システムの構築、安全保障輸出管理規程に基づく管理、さらに企業の社会的責任、環境マネジメントシステムの構築とその実行を推進している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するなど、迅速に経営判断のできる体制としている。
さらに月1回の業務報告会において、経営幹部より各部門における業務執行状況を報告させ、迅速かつ効率的な業務執行に当たれる体制としている。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ企業を管理するため、関係会社管理規程を定めており、グループとしての協力体制の構築をはかっている。
また、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、適切な経営管理を行っている。連結子会社に対しては、定期的に監査を実施して、業務の適正を確保する体制を整備している。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じて、監査役の職務の補助をする使用人を置くこととし、その人事については、独立性を確保するため、取締役と監査役が意見交換を行うこととしている。また、当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の職務補助業務を優先するものとする。

(7) 当社グループにおける取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は取締役会のほか、当社グループにおける重要な意思決定並びに取締役及び使用人の業務の執行状況を把握するために、取締役会、業務報告会等の重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める体制としている。

また、その説明を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨の周知徹底をはかる。

(8) 監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

(9) その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は定期的な監査法人の監査に協力し、監査役会規程、監査役監査規程、業務監査規程、業務分掌規程、職務権限規程、組織規程等の諸規程に基づき監査し、さらに顧問弁護士の意見を得られる体制としている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び連結子会社は表記のコーポレートガバナンスの基本的な考え方に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、関係機関及び顧問弁護士等を活用して対処してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社及び連結子会社は、総務部が主部門になり、神奈川県企業防衛対策協議会に入会し、県警並びに(財)暴力追放推進センターとの情報交換を密にするとともに、適時適切なアドバイスのもと、暴排条項の活用にも努める一方、社員に対する指導・教育を徹底し、これら勢力の情報共有して組織的に対応するなど、関係遮断を推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】

